

平成26年8月 全員協議会

平成26年8月20日（水曜日）

石原 信市郎 議員（福島・みどりの風）



※ [全員協議会について](#) [東京電力説明資料](#)

石原信市郎議員

質問通告を2点したが、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）による和解案については、多くの同僚議員が質問してきた。承知のとおり、本県復興のためにはさまざまな課題があるが、一番大事なのは、避難者が避難している状況をなくすことだと考えている。その大前提となるのは、東京電力（株）がしっかり賠償することである。

先ほど社長が述べたが、約1万2,000件の和解案が出され、そのうち8,000件は和解案をそのまま受け入れたということである。ADRセンターの和解案は、その前提として中間指針があるが、中間指針では類型化したもののみが記載されている。しかし、類型化されていないものに対して、どのような対応があるかということも含めて示されており、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象外となるものではない。つまり、個別具体的な事情に応じて、相当の因果関係が認められる損害もあり得るということである。まず、中間指針のこの記載について、どのような解釈を持っているか。

東京電力（株）代表執行役社長

中間指針については、中間指針に記載されたものだけでなく、最低限であると何度も指摘を受けているが、この3年数カ月の間、賠償のスピードを上げることも大きな課題の一つであった。

先ほども遅いという指摘をもらったが、そうするとある程度の類型化も当然必要となってくる。それは個々人の判断になってしまうかもしれないが、その類型にぴったり入る方もいれば、入らない方も当然いる。そうした方は、まことに申しわけないが、「私はこれでは不満だ」と手を挙げてもらわなければならない仕組みになっている。我々ではなかなか「あなたはこれで不満はないですか」というフォローまでできないため、まずは類型に沿って示し、その上で個別の事情をしっかりと聞き、中間指針をベースに足りない部分や特別な事情を加味することをずっとやってきた。

石原信市郎議員

個別具体的な事例は中間指針に入っておらず、類型に入らない人も当然いることは東京電力（株）も理解しており、そのたびごとに対応しているという話だが、そのたびごとに対応する上で被害者の頼みの綱になっているのが、ADRセンターの和解案である。中間指針に個別具体的な事例も書き込まれていれば何も問題ないが、類型化されたものだけが書かれており、個別的なものはそれぞれ対応するものであることから、和解案が出されたときには、それを100%のんでもらわなければ被害者の気持ちは晴れず、賠償が完全になされたとは言えないと思うが、どうか。

東京電力（株）代表執行役社長

ADRセンターに持ち込まれる案件は、「東京電力にいろいろ話をしたが、らちが明かない」という案件もあるだろう

し、それを经ずに「この類型はおかしい」ということですぐにセンターに行くケースもあると思う。

承知のとおり、ADRセンターでは両方の言い分を聞いて和解案を出しており、そういうことで我々もほとんどのケースを受諾してきた。

石原信市郎議員

ADRセンターの和解案は、どちらの側についていると考えているか。

東京電力（株）福島復興本社福島原子力補償相談室長

我々が答える立場ではないのかもしれないが、両者の意見を聞き、中立公平に判断されているものと考えている。したがって、社長が先ほど述べたとおり、我々はこれまで8,000件を超えるほとんどの案件について和解案を了解してきており、どちらかに偏ったものとは認識していない。もしそういうことがあれば、このシステムは使えないものになるので、そういったことはないと考えている。

石原信市郎議員

言葉尻を捉えるような質問ばかりで非常に恐縮だが、ADRセンターの和解案は双方の意見を聞くことから、東京電力（株）もしっかり意見を述べているわけである。一方で、被害者の意見もしっかり受け取っている。したがって、両方が納得できる形で和解案は出されていて、納得できるものしか和解案になっていないのではないかと。さらに言えば、基本は中間指針であることから、当然、中間指針にのっとり、最低限の必要な賠償額についての結論を和解案という形で出していると思う。

それを考えれば、当然、完全に受け入れてもらわなければならないものである。また、今ほど室長が「両方の立場に立った中間的な案だと思う」と述べていることから、当然支払わなければならないと思うが、どうか。

東京電力（株）代表執行役社長

もちろんそういう仕組みでADRはできており、我々も和解案を示してもらうことで合意でき、大変助かっている。ほとんどのケースはそういうことで進めてきており、今後も基本的にはそういった取り組みで進めていく。

石原信市郎議員

大変申しわけないが、このADRについてもう一度考えてほしい。

被害者としては本当は100欲しいが、ADRで「いやいや100は多過ぎる」、「中間指針の趣旨から逸脱している」、「東京電力の意見も聞けば30くらいが妥当ではないか」などのやりとりがあって和解案が出されている。そのことは認識しているか。

東京電力（株）代表執行役社長

質問の意味がよくわからないが、もちろん我々としても額による和解という仲裁をしてもらうことはありがたい。ただ、被害者はたくさんおり、その事由によっては、ほかの方にも援用しなければならないケースも出てくるかもしれないため、我々としては一つ一つ丁寧に聞いていかなければならないと思っている。

石原信市郎議員

和解案が出されて東京電力（株）がのんだものは、当然、ほかの事例でも参照してほしい。今ほどのやりとりの中で、ADRセンターの和解案が中立的なものであることは東京電力（株）も認めている。また、申し立てる側が最大限譲歩し

ている部分も認識していると理解したが、そうであれば受け入れてほしいし、受け入れるべきである。このことを願いますとともに、答弁を求める。

東京電力（株）代表執行役社長

議員の指摘は全くそのとおりと思う。むしろ、我々としても和解仲介してもらったために8,000件も解決に結びついている事実もあるので、今後ともしっかりこのシステムを活用し、早い解決に努めていきたい。